

静岡県中部運転免許センターほかの電気需給契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県中部運転免許センターほかの電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県中部運転免許センターほかで使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 受電電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、予定契約電力、契約期間、入札保証金及び契約保証金は次のとおりとする。

受電電気方式	別添仕様書のとおり
受電使用電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
予定契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和6年4月1日(供給開始日)午前0時から令和7年3月31日午後12時とする。

入札保証金及び契約保証金 免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県中部運転免許センターほかで使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が中部電力株式会社と締結する託送供給約款に定める、負荷変動対応電力契約の料金は乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方式は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）

ただし、基本料金、電力量料金及び再エネ賦課金は取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。

（基本料金、電力量料金及び再エネ賦課金）

第8条 基本料金、電力量料金は次により算定する。

基本料金＝基本料金単価×契約電力×（185%－力率）

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整単価×使用電力量

再エネ賦課金＝再エネ賦課金単価×使用電力量

ただし、基本料金、電力量料金及び再エネ賦課金は取引に係る消費税及び地方消費税相当額

を含む。

(基本料金単価、電力量料金単価、燃料調整単価及び再エネ賦課金単価)

第9条 基本料金単価、電力量料金単価、燃料費調整単価及び再生エネ賦課金単価は、次のとおりとする。

基本料金単価		_____円/kW月 (税込)
電力量料金単価	夏季	_____円/kWh月 (税込)
	その他季	_____円/kWh月 (税込)

燃料費調整単価：中部電力株式会社が適用する燃料費調整単価とする。

再エネ賦課金単価：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき算定された値とする。

ただし、基本料金単価、電力量料金単価、燃料費調整単価及び再エネ賦課金単価は取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。

(夏季、その他季)

第10条 夏季、その他季は、次のとおりとする。

夏 季 7月1日から9月30日まで

その他季 4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日まで

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。燃料費調整単価は燃料価格反映部分(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と卸市場単価(卸電力市場価格の変動分)を含むものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

乙は、内訳明細を請求書とともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。

(4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(料金の精算)

第20条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太

(乙)

静岡県中部運転免許センターほか需給仕様書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）との間で令和6年 月 日付けで締結した静岡県中部運転免許センター、静岡県西部運転免許センター、静岡県警察本部清水分庁舎、清水警察署、静岡中央警察署及び浜松中央警察署の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所、契約電力、年間予定使用電力量

庁 舎	需 要 場 所	契約電力 (kw)	年 間 予 定 使用電力量 (kwh)
静岡県中部運転免許センター	静岡県静岡市葵区与一6丁目16-1	213	588,000
静岡県西部運転免許センター	静岡県浜松市浜北区小松3220	245	444,000
静岡県警察本部清水分庁舎	静岡市清水区吉川373-1	308	1,281,000
清水警察署	静岡市清水区天王南1-35	148	573,000
静岡中央警察署	静岡市葵区追手町6-1	253	1,089,000
浜松中央警察署	浜松市中区住吉5丁目28-1	174	601,000

(2) 業種及び用途

官公署(事務所)

2 仕様

(1) 電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽
別紙1 庁舎概要一覧表のとおり

(2) 力率 100%を予定

(3) 契約期間の電力消費計画 別紙2 電力消費計画一覧表のとおり

(4) 過去3年間の電力消費実績 別紙3 電力消費実績一覧表のとおり

(5) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日 令和6年4月1日 午前0時

イ 使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

別紙1 庁舎概要一覧表

概要	1	庁舎名称	静岡県中部運転免許センター	静岡県西部運転免許センター
	2	財産管理者	静岡県警察本部長	静岡県警察本部長
	3	需要場所	静岡県静岡市葵区与一6丁目16-1	静岡県浜松市浜北区小松3220
	4	庁舎事務窓口	静岡県警察本部総務部施設課	静岡県警察本部総務部施設課
	5	電話	054-271-0110	054-271-0110
	5	業種及び用途	官公署（事務所）	官公署（事務所）
仕様	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2	受電使用電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	3	計量電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	4	標準周波数	60ヘルツ	60ヘルツ
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電
	6	非常用自家発電設備	あり	あり
	7	蓄熱槽	なし	なし
	8	夏季ピーク時間における計画的負荷調整の可否	否	否
	(1)	調整時間	/	
	(2)	最大電力、調整期間中最大電力		
	(3)	調整期間		
	9	予定使用電力量（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込）	588,000kWh	444,000kWh
	10	契約電力	213kW	245kW
			ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	11	力率	平均100%を予定	平均100%を予定
	12	デマンドメーター	なし	なし
	13	契約期間の電力消費計画	別紙2電力消費計画一覧表を参照	別紙2電力消費計画一覧表を参照
	14	需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
15	契約期間	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	
16	需給地点	中部運転免許センター敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	西部運転免許センター敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	
17	電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
18	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	

別紙1 庁舎概要一覧表

概要	1	庁舎名称	静岡県警察本部清水分庁舎	清水警察署
	2	財産管理者	静岡県警察本部長	静岡県警察本部長
	3	需要場所	静岡県静岡市清水区吉川373-1	静岡県静岡市清水区天王南1-35
	4	庁舎事務窓口	静岡県警察本部総務部施設課	静岡県警察本部総務部施設課
	5	電話	054-271-0110	054-271-0110
	5	業種及び用途	官公署（事務所）	官公署（事務所）
仕様	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2	受電使用電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	3	計量電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	4	標準周波数	60ヘルツ	60ヘルツ
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電
	6	非常用自家発電設備	あり	あり
	7	蓄熱槽	なし	なし
	8	夏季ピーク時間における計画的負荷調整の可否	否	否
	(1)	調整時間	/	
	(2)	最大電力、調整期間中最大電力		
	(3)	調整期間		
	9	予定使用電力量（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込）	1,281,000kWh	573,000kWh
	10	契約電力	308kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	148kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	11	力率	平均100%を予定	平均100%を予定
	12	デマンドメーター	あり	なし
	13	契約期間の電力消費計画	別紙2電力消費計画一覧表を参照	別紙2電力消費計画一覧表を参照
	14	需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
	15	契約期間	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで
16	需給地点	清水分庁舎敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	清水警察署前の中部電力柱SOG電源側接続点	
17	電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
18	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	

別紙1 庁舎概要一覧表

概要	1	庁舎名称	静岡中央警察署	浜松中央警察署
	2	財産管理者	静岡県警察本部長	静岡県警察本部長
	3	需要場所	静岡県静岡市葵区追手町6-1	静岡県浜松市中区住吉5丁目28-1
	4	庁舎事務窓口	静岡県警察本部総務部施設課	静岡県警察本部総務部施設課
	5	電話	054-271-0110	054-271-0110
	5	業種及び用途	官公署（事務所）	官公署（事務所）
仕様	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2	受電使用電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	3	計量電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	4	標準周波数	60ヘルツ	60ヘルツ
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電
	6	非常用自家発電設備	あり	あり
	7	蓄熱槽	なし	なし
	8	夏季ピーク時間における計画的負荷調整の可否	否	否
	(1)	調整時間	/	
	(2)	最大電力、調整期間中最大電力		
	(3)	調整期間		
	9	予定使用電力量（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込）	1,089,000kWh	601,000kWh
	10	契約電力	253kW	174kW
			ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	11	力率	平均100%を予定	平均100%を予定
	12	デマンドメーター	なし	なし
	13	契約期間の電力消費計画	別紙2電力消費計画一覧表を参照	別紙2電力消費計画一覧表を参照
	14	需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
15	契約期間	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	
16	需給地点	静岡中央警察署前の中部電力柱F I Sの負荷側接続点	浜松中央警察署敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	
17	電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
18	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	

1 静岡県中部運転免許センター

静岡県中部 運転免許センター	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	192	kW	45,000 kWh	
	5月	100%	176	kW	45,000 kWh	
	6月	100%	197	kW	51,000 kWh	
	7月	100%	202	kW	52,000 kWh	
	8月	100%	213	kW	56,000 kWh	
	9月	100%	200	kW	50,000 kWh	
	10月	100%	183	kW	48,000 kWh	
	11月	100%	199	kW	46,000 kWh	
	12月	100%	203	kW	49,000 kWh	
	1月	100%	213	kW	50,000 kWh	
	2月	100%	211	kW	46,000 kWh	
	3月	100%	205	kW	50,000 kWh	
計					588,000 kWh	

夏季 158,000
 その他 430,000
 合計 588,000

2 静岡県西部運転免許センター

静岡県西部 運転免許センター	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	173	kW	31,000 kWh	
	5月	100%	155	kW	30,000 kWh	
	6月	100%	216	kW	41,000 kWh	
	7月	100%	222	kW	43,000 kWh	
	8月	100%	245	kW	49,000 kWh	
	9月	100%	217	kW	42,000 kWh	
	10月	100%	199	kW	35,000 kWh	
	11月	100%	162	kW	30,000 kWh	
	12月	100%	175	kW	36,000 kWh	
	1月	100%	190	kW	36,000 kWh	
	2月	100%	188	kW	34,000 kWh	
	3月	100%	177	kW	37,000 kWh	
計					444,000 kWh	

夏季 134,000
 その他 310,000
 合計 444,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

3 静岡県警察本部清水分庁舎

静岡県警察本部清水分庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	258	kW	99,000 kWh	
	5月	100%	273	kW	98,000 kWh	
	6月	100%	288	kW	106,000 kWh	
	7月	100%	272	kW	118,000 kWh	
	8月	100%	297	kW	126,000 kWh	
	9月	100%	295	kW	114,000 kWh	
	10月	100%	308	kW	105,000 kWh	
	11月	100%	270	kW	98,000 kWh	
	12月	100%	251	kW	104,000 kWh	
	1月	100%	261	kW	114,000 kWh	
	2月	100%	261	kW	109,000 kWh	
3月	100%	269	kW	90,000 kWh		
計					1,281,000 kWh	

夏季 358,000
 その他 923,000
 合計 1,281,000

4 清水警察署

清水警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	90	kW	36,000 kWh	
	5月	100%	77	kW	36,000 kWh	
	6月	100%	139	kW	47,000 kWh	
	7月	100%	138	kW	60,000 kWh	
	8月	100%	143	kW	68,000 kWh	
	9月	100%	148	kW	58,000 kWh	
	10月	100%	142	kW	38,000 kWh	
	11月	100%	94	kW	38,000 kWh	
	12月	100%	117	kW	46,000 kWh	
	1月	100%	115	kW	54,000 kWh	
	2月	100%	109	kW	48,000 kWh	
3月	100%	106	kW	44,000 kWh		
計					573,000 kWh	

夏季 186,000
 その他 387,000
 合計 573,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

5 静岡中央警察署

静岡中央警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	180	kW	78,000 kWh	
	5月	100%	230	kW	70,000 kWh	
	6月	100%	242	kW	80,000 kWh	
	7月	100%	245	kW	112,000 kWh	
	8月	100%	246	kW	128,000 kWh	
	9月	100%	253	kW	127,000 kWh	
	10月	100%	252	kW	98,000 kWh	
	11月	100%	250	kW	73,000 kWh	
	12月	100%	191	kW	75,000 kWh	
	1月	100%	199	kW	84,000 kWh	
	2月	100%	200	kW	83,000 kWh	
3月	100%	193	kW	81,000 kWh		
計					1,089,000 kWh	

夏季 367,000
 その他 722,000
 合計 1,089,000

6 浜松中央警察署

浜松中央警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	81	kW	35,000 kWh	
	5月	100%	159	kW	35,000 kWh	
	6月	100%	166	kW	52,000 kWh	
	7月	100%	174	kW	78,000 kWh	
	8月	100%	174	kW	83,000 kWh	
	9月	100%	171	kW	63,000 kWh	
	10月	100%	157	kW	42,000 kWh	
	11月	100%	174	kW	34,000 kWh	
	12月	100%	174	kW	41,000 kWh	
	1月	100%	123	kW	49,000 kWh	
	2月	100%	128	kW	45,000 kWh	
3月	100%	124	kW	44,000 kWh		
計					601,000 kWh	

夏季 224,000
 その他 377,000
 合計 601,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

1 静岡県中部運転免許センター

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県中部運転免許センター	4月	169	186	192
	5月	158	176	174
	6月	197	180	196
	7月	199	202	201
	8月	213	211	212
	9月	200	196	193
	10月	170	183	168
	11月	175	199	165
	12月	199	201	203
	1月	208	213	195
	2月	209	211	192
	3月	196	205	181

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県中部運転免許センター	4月	41,475	45,899	45,423
	5月	39,867	45,714	47,222
	6月	49,837	49,851	51,077
	7月	49,896	50,472	54,283
	8月	55,452	54,755	56,698
	9月	49,622	49,292	49,844
	10月	47,057	48,916	46,982
	11月	44,722	46,348	44,064
	12月	48,747	49,311	48,675
	1月	49,246	50,943	48,283
	2月	44,861	47,395	44,400
	3月	50,309	51,568	47,629
	合計	571,091	590,464	584,580

2 静岡県西部運転免許センター

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県西部運転免許センター	4月	162	152	173
	5月	132	155	152
	6月	192	207	216
	7月	222	210	210
	8月	245	222	239
	9月	217	203	204
	10月	196	199	188
	11月	160	162	162
	12月	175	171	174
	1月	190	190	179
	2月	176	188	173
	3月	177	175	165

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県西部運転免許センター	4月	30,526	30,758	30,134
	5月	27,418	30,509	30,012
	6月	38,944	42,145	39,792
	7月	42,289	43,635	41,165
	8月	50,257	46,631	47,364
	9月	43,391	40,634	39,742
	10月	35,900	35,941	31,343
	11月	29,764	30,624	29,284
	12月	36,546	35,834	33,116
	1月	37,191	35,911	33,976
	2月	33,926	33,220	32,545
	3月	38,737	35,262	34,607
	合計	444,889	441,104	423,080

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

3 静岡県警察本部清水分庁舎

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県警察本部清水分庁舎	4月	258	208	204
	5月	218	273	205
	6月	267	288	262
	7月	266	272	269
	8月	297	271	271
	9月	295	272	269
	10月	308	265	221
	11月	270	226	218
	12月	249	251	235
	1月	261	259	250
	2月	261	258	242
	3月	269	224	227

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県警察本部清水分庁舎	4月	112,011	93,514	89,969
	5月	101,041	104,170	88,530
	6月	110,450	108,175	96,812
	7月	116,331	118,778	117,655
	8月	135,378	120,275	120,166
	9月	132,584	97,711	110,189
	10月	126,325	95,687	91,004
	11月	110,754	90,379	90,435
	12月	103,747	104,946	101,264
	1月	119,384	113,227	109,274
	2月	124,146	100,713	101,529
	3月	110,665	58,917	98,288
	合計	1,402,816	1,206,492	1,215,115

4 清水警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
清水警察署	4月	78	90	73
	5月	77	73	74
	6月	139	95	139
	7月	133	135	138
	8月	143	140	140
	9月	136	148	134
	10月	86	142	82
	11月	92	80	94
	12月	117	115	115
	1月	109	115	106
	2月	109	109	104
	3月	90	106	73

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
清水警察署	4月	36,021	37,925	33,240
	5月	38,472	33,499	33,576
	6月	60,903	35,875	42,510
	7月	70,950	46,669	61,912
	8月	74,124	63,160	65,916
	9月	54,460	61,804	56,127
	10月	37,396	38,262	38,018
	11月	39,798	36,471	36,953
	12月	53,529	41,036	42,814
	1月	55,422	54,290	50,648
	2月	49,016	55,188	38,164
	3月	37,925	60,281	32,123
	合計	608,016	564,460	532,001

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

5 静岡中央警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
静岡中央警察署	4月	180	174	154
	5月	172	153	230
	6月	219	215	242
	7月	228	245	241
	8月	226	246	243
	9月	253	247	245
	10月	250	252	202
	11月	238	250	165
	12月	170	191	183
	1月	199	191	199
	2月	186	200	187
	3月	183	193	180

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
静岡中央警察署	4月	80,925	76,301	75,697
	5月	68,375	62,570	78,572
	6月	73,980	70,534	93,812
	7月	104,853	104,692	124,186
	8月	116,431	135,978	128,769
	9月	127,347	135,745	117,784
	10月	113,993	103,889	74,716
	11月	69,541	81,449	66,331
	12月	66,132	77,995	78,960
	1月	80,160	88,545	81,743
	2月	80,326	91,887	74,637
	3月	73,492	83,063	85,322
	合計	1,055,555	1,112,648	1,080,529

6 浜松中央警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
浜松中央警察署	4月	69	81	65
	5月	159	145	144
	6月	166	99	166
	7月	173	165	174
	8月	174	165	168
	9月	165	171	162
	10月	100	157	133
	11月	82	66	174
	12月	94	115	174
	1月	95	123	115
	2月	93	128	113
	3月	81	124	72

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
浜松中央警察署	4月	33,658	37,872	30,824
	5月	43,677	29,903	31,419
	6月	77,960	34,069	43,020
	7月	87,722	60,870	83,544
	8月	85,553	79,566	83,269
	9月	42,096	74,719	71,810
	10月	33,267	53,790	38,311
	11月	37,042	32,124	31,627
	12月	45,122	33,972	43,219
	1月	45,114	50,953	48,756
	2月	39,579	50,701	42,199
	3月	37,872	61,143	32,535
	合計	608,662	599,682	580,533

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。